

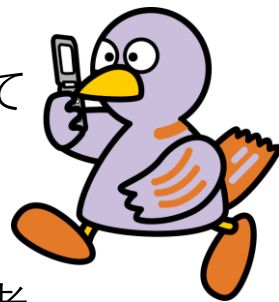
みなさまの中で 新型コロナウイルス感染症の患者が発生したときに備えて

感染者が発生した時には、農林水産省の作成したガイドラインを参考にして行動しましょう。

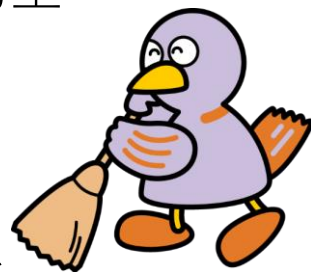


(農林水産省HP https://www.maff.go.jp/j/press/kanbo/bunsyo/saigai/200313_4.html)

○患者が確認された場合には、対応について保健所の指導を受けてください。



○保健所が必要と判断した場合には、感染者が作業に従事した区域（生産施設、事務室等）や生産機材の消毒を実施します。



○保健所が濃厚接触者と確定した農業関係者は、自宅待機及び健康観察を実施することになります。

○一般的な衛生管理が実施されていれば、感染者が発生した施設等は出荷停止や農産物廃棄などの対応をとる必要はありません。



埼玉県マスコット「コバトン」

○日ごろから、体調管理やこまめな手洗い、咳エチケットなど一般的な衛生管理に努めましょう。